

第2号議案

小山栃木都市計画区域区分の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和6（2024）年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

都計第181号

令和6（2024）年1月16日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

小山栃木都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 計画書

### 小山栃木都市計画区域区分の変更（栃木県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

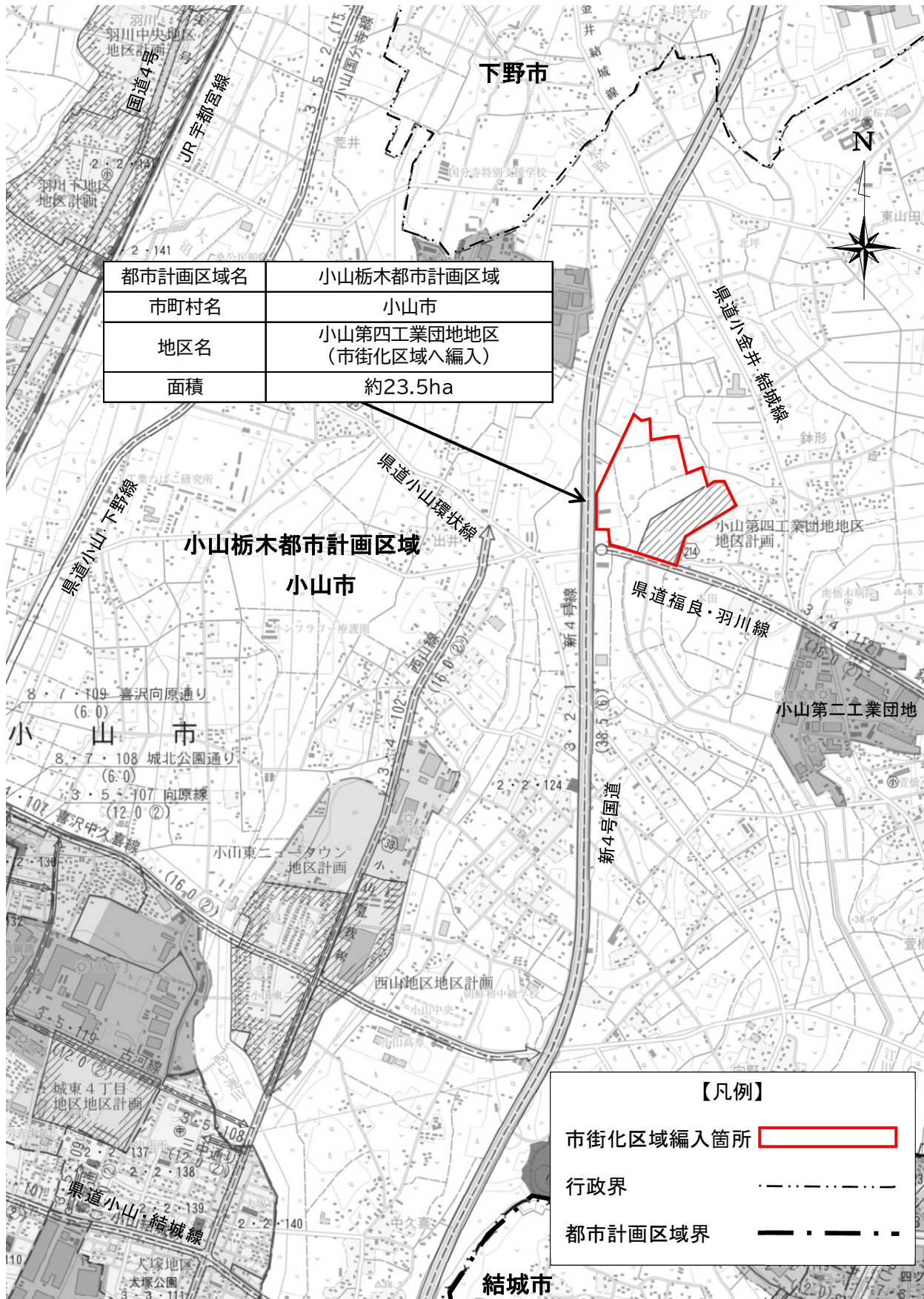
#### 1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」変更する。

#### 理 由

小山栃木都市計画区域における人口及び産業の現状並びに将来の見通しを勘案し、かつ、小山市の小山第四工業団地第二工区造成事業により、小山第四工業団地地区における計画的な市街地整備が確実となったことから、本案のとおり区域区分を変更するものである。

### 小山栃木都市計画区域区分の変更について



縮尺 1:25,000